

2014年5月21日

各位

会社名 本多通信工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 佐谷 紳一郎
 (コード番号 6826 東証第二部)
 問合せ先 経営企画グループマネージャー 水野 修
 (TEL 03-6853-5800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2014年6月23日開催予定の定時株主総会に「定款の一部変更」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 将来の事業展開に備え、現行定款第2条の事業目的に発電および売電に関する事項を追加いたします。
- (2) 経営状況の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、現行定款第21条に定める取締役の任期を現行の2年から1年に短縮いたします。
- (3) 取締役の任期短縮に伴い、剰余金の配当等を取締役会決議により機動的に実施することが可能となるよう、定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設いたします。また、取締役会決議に基づく自己株式の取得を内容に含む同条の新設を受けて、現行定款第7条を削除いたします。
- (4) 上記変更に伴う重複条項の統合、条数の繰り下げ等、所要の変更をいたします。

2. 変更内容

変更内容はつぎのとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～2 (省略) (新設) <u>3. 前各号に附帯または関連する一切の業務</u> <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～2 (現行どおり) <u>3. 発電および売電に関する事業</u> <u>4. 前各号に附帯または関連する一切の業務</u> (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条～第20条 (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第22条～第39条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>前項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第42条 (省略)</p>	<p>第7条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第21条～第38条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2014年6月23日

定款変更の効力発生日 2014年6月23日

以 上